

くまもと畜産物流通戦略緊急対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 くまもと畜産物流通戦略緊急対策事業費補助金（以下「本事業」という。）の交付については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号、令和5年12月22日一部改正）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業目的)

第2条 熊本県産牛のブランド化推進及び消費者理解促進対策を通じて、県産畜産物の販売力強化と安定的発展を推進することを目的とする。

(事業実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会とする。

(補助金の交付申請)

第4条 要項第6条第2項第1号の補助金交付申請書に添付する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の変更交付申請)

第5条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

(実績報告)

第6条 要項第13条第2項の実績報告書に添付する事業実績書は、別記第1号様式を準用する。

(事業の推進)

第7条 熊本県及び事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、所期の目的を達成するため、相互に連携に努め、事業の円滑な推進を図るよう努めなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。本要領の改正は、令和6年3月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第5条・6条・7条関係）

年度（ 年度）くまもと畜産物流通戦略緊急対策事業計画（実績）書

1 事業の目的及び効果

2 事業完了（予定）日

3 事業内容

取組区分	内容	事業費（円）

別表

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認申請の要 否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	くまもと畜産物流通戦略緊急対策事業	<p>熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、県産牛肉の県内外への流通及び消費拡大を促進するため実施する次の事業に必要な経費</p> <p>(1) 銘柄確立対策 県産牛肉の銘柄確立のための、広報・生産行程管理等に要する経費</p> <p>(2) 販路拡大及び消費拡大対策 県内外における県産牛肉の認知度向上・消費拡大のためのイベント出展やキャンペーン実施等の活動に要する経費</p> <p>(3) 指定店開拓・消費拡大対策 県内や関西圏等の大消費地において、取扱指定店の新規開拓や認知度向上・消費拡大のためのPR活動等に要する経費</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	(1)、(2) 2分の1以内(上限2,622千円) (3) 定額 (上限3,886千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日